

奈良県告示第三百五十三号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和八年一月十六日

受胎調節実地指導員の氏名及び指定証番号

藤田 華穂（指定証番号 六七二二）

奈良県知事 山下真